

大淀町移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

大淀町移住支援金の交付申請にあたり、次の事項について誓約及び同意します。

1 誓約事項

- （１）大淀町移住支援金交付要綱第 3 条各号に規定する対象者要件について、該当する全ての要件を満たしています。
- （２）奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び大淀町から求められた場合には、それに応じます。
- （３）以下の場合には、大淀町移住支援金交付要綱第 11 条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （ア）虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （イ）申請日から 3 年未満に大淀町から転出した場合：全額
 - （ウ）申請日から 1 年以内に要綱第 3 条第 2 号又は第 3 号に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - （エ）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - （オ）申請日から 3 年以上 5 年以内に大淀町から転出した場合：半額

2 同意事項

- （１）上記 1（３）の誓約事項が遵守されているか確認するために、大淀町が住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- （２）奈良県及び大淀町が、奈良県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

大淀町長 殿

住 所
氏 名